



平成26年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 不 二 電 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 西 正
(コード番号 6 6 5 4 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 門 統 括 兼 総 務 部 長 福 永 孝 一
電 話 0 7 5 - 2 2 1 - 7 9 7 8

厚生年金基金の特例解散に関するお知らせ

当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」(総合型)は平成26年2月20日開催の代議員会において特例解散の方針を決議し、本日同基金より正式に通知文書を受領しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

－ 記 －

1. 特例解散の理由

平成25年6月に成立しました「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)により、施行(平成26年4月1日)後5年以内に厚生年金基金は「制度存続または代行返上、解散」のいずれかの選択を求められることとなりました。改正法により基金存続に財政面で高いハードルが義務付けられ、当社が加入する同基金は、適切な掛金の設定、給付及び事務コストの抑制をしておりましたが、平成31年3月末までに新存続基準をクリアーできる確かな対策を立案できない状況と判断し、平成26年2月20日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

なお、同基金の解散には厚生労働省の認可が必要で、解散認可の申請は基金に加入している事業主及び加入員の一定比率以上の同意が必要となります。

2. 解散に伴う費用の発生と業績に与える影響

同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響につきましては、現時点においては不確定要素が多く、合理的な見積金額は算定できません。見積金額が判明した時点で、速やかにお知らせいたします。

以 上